

健康診断書の提出について

出願期間中に外国に在住している者（日本国籍を有する者を含む）については出願期間終了日の1週間前までに、健康診断書（本学様式）を提出してください。

※1週間前までに、健康診断書（本学様式）の提出が難しい場合は、事前にご相談ください。

健康診断書は、出願期間の初日の時点から起算して6ヶ月以内に海外の医療機関において公式に作成されたものとしします。

本学様式：[健康診断書](#)

健康診断書の判定は次のとおり行います。

本学保健管理センターにおいて健康診断書を確認し、結核感染が確認された場合には、入学試験期日の2週間前までに新たに健康診断書を提出し、「感染のおそれがない」と認められない限り、入学試験を受験することはできません。

上記の事由により、受験できなかった者については、入学検定料を返還いたします。

〈返還請求の方法〉

三重大ホームページ入試情報 <https://www.mie-u.ac.jp/exam/faculty/folder/> に掲載されています「入学検定料の返還について」にしたがって、返還手続きを速やかに行ってください。返還には、入学検定料「振込証明書」の原本が必要になりますので、大切に保管してください。

出願に必要な書類等

出願に必要な書類等	適用
健康診断書	【本学所定の用紙】 ※出願期間中に外国に在住している者（日本国籍を有する者を含む）のみ提出する必要があります。 健康診断書（本学所定の用紙）を提出してください。 ※受験するために渡日しない場合であっても出願書類として健康診断書が必要です。